

●費用はどのくらいかかるの

●指定小規模多機能型居宅介護事業

小規模多機能型居宅介護事業所 **かがやき**のご案内

1. 小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防サービス費（厚生労働省が定める基準額）

■介護報酬算定区分／1ヶ月当りの料金：本人負担額／単位：円

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①基本サービス費：住宅有料以外	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
①基本サービス費：住宅有料入居者	3,098	6,260	9,391	13,802	20,076	22,158	24,433
②看護職員配置加算（Ⅰ）	-	-	900	900	900	900	900
③総合マネジメント体制強化加算	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
④サービス提供体制加算（Ⅱ）：50%以上	640	640	640	640	640	640	640
⑤科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40	40	40
小計（住宅有料以外）	5,118	8,628	13,003	17,898	24,863	27,173	29,697
小計（住宅有料入居者）	4,778	7,940	11,971	16,382	22,656	24,738	27,013
⑥介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	522	880	1,326	1,826	2,536	2,772	3,029
⑥介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：住宅有料	487	810	1,221	1,671	2,311	2,523	2,755
⑦介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	61	104	156	215	298	326	356
⑦介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）住宅有料	57	95	144	197	272	297	324
本人負担額計：（住宅有料以外）	5,701	9,612	14,485	19,939	27,697	30,271	33,082
本人負担額計：（住宅有料入居者）	5,322	8,845	13,336	18,250	25,239	27,558	30,092
⑧初期加算：30日上限（日30単位）	900	900	900	900	900	900	900
⑨認知症加算（Ⅰ）	-	-	800	800	800	800	800
⑩認知症加算（Ⅱ）	-	-	500	500	500	500	500

※本人負担額は、利用者の認定状況や利用状況で変化します。（当初契約時や医師の認知症認定等で）
 ※⑤サービス提供加算は、介護福祉士配置率が、50%以上の設定です。
 ※⑥介護職員処遇改善加算は、①～⑤および⑧～⑪までの合計×102/1000、⑦介護職員特定処遇改善加算は、同様に12/1000です。ただし、⑧～⑪は該当者のみ加算されます。
 ※⑨⑩認知症加算は、状況によりますが認知症の認定区分Ⅱ以上の方が主対象です。

2. 食費・滞在費・その他の費用（介護保険対象外の費用）

区 分	費用の内容及び金額等
食事の提供に要する費用	1,500円/日 ・朝食 450円 ・昼食 550円（おやつ含む） ・夕食 500円
滞中に要する費用	1,800円/日 ※全室個室 （6畳、介護ベッド、クローゼット、ナイトテーブル、椅子設置）
上記以外で自己負担とする経費等	② 理美容、外部委託洗濯、嗜好品、身の回り品、個人の買物、医療費等々 ②レクリエーション等で必要な入場料、参加料等。ただし、事業所内で実施する通常の行事等の費用（材料代等）は、事業所で負担します。

3. 料金の支払方法

月単位の利用期間分の合計金額をお支払下さい。なお、支払方法は、現金、銀行振込、銀行振替のいずれかによるものとします。請求書発行日後、指定期日までにお支払下さい。

なお、銀行振込手数料は、利用者負担にてお願いいたします。また、料金の支払を受けたときは、領収書を発行します。再発行はいたしませんので大切に保管下さい。

当費用は、通い、宿泊、訪問に係る介護費用全てを含んだ、一ヶ月単位での定額の費用額となります。利用者の体調不良等や都合等で月の利用日数に増減があった場合であっても、日割等による計算はありませんのでご了承下さい。なお、月の途中での登録又は登録終了の場合は、日割となります。

あきらめないで

住みなれた地域で、我が家で暮らしたい
でも、このままでは我が家では暮らせない、もう限界……



小規模多機能型居宅介護事業所「かがやき」は
在宅での生活を送り続けたいという
高齢者や家族の願いに応えます。

ホームページアドレス：<http://www.kagayaki.co.jp/>

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護事業所 **かがやき**

〒070-0832 旭川市旭町2条9丁目25番地178

T e l (0166) 50-0000 / F a x (0166) 50-0001

E-mail syoukibo.kagayaki@kagayaki.co.jp

〔事業主体〕社会福祉法人かがやき

●事業所の概要

●事業主体

社会福祉法人かがやき

〒070-0028 旭川市東8条2丁目3番11号

※他に次の介護事業等を運営しています。

- ・グループホームかがやき（末広5条2丁目）
- ・介護付有料老人ホームかがやきの里（末広5条2丁目）
- ・住宅型有料老人ホームかがやき（旭町2条9丁目：当施設併設）
- ・障がい者グループホーム かがやきホーム（東8条2丁目）
- ・障がい者グループホーム かがやきホーム短期入所（かがやきホームに併設）
- ・障がい者グループホーム かがやきホーム神居（神居9条1丁目）
- ・生活介護かがやき（大町2条1丁目）

●利用人員等

- ・登録定員 29名
- ・通い定員 15名/1日当り
- ・宿泊定員 9名/全室個室、6畳
介護ベッド、クローゼット、緊急用コール等設置
- ・共用設備
居間食堂、浴室、洗濯室、調理室（厨房）、トイレ等

●開設日、時間

- ・開設日 年中無休
- ・通いサービス（基本時間） 午前10時から午後5時
- ・宿泊サービス（基本時間） 午後4時から翌午前9時
- ・訪問サービス（基本時間） 24時間

●利用（登録）の要件等

介護保険制度における要支援1以上の方

●事業の実施地域

市内、本町、旭町、大町、川端、北門、錦町、緑町、近文、旭岡
※なお、この地域を超える場合は、ご相談に応じます。

●職員体制

管理者、介護支援専門員、看護師、介護員、調理員、事務員等

●協力病院及び連携介護保険施設等

- ・協力病院 医療法人修善会沼崎病院、医療法人社団細野歯科クリニック
医療法人健光会旭川ペインクリニック病院
- ・協力施設 特別養護老人ホーム愛善園、老人保健施設愛善ハイツ

●開設年月日等

- ・事業開始年月日：平成21年 4月 1日
- ・事業主体変更：平成25年 4月 1日
社会福祉法人へ全面移譲を行い事業継続

見学・体験利用は随時お受けしております。
お気軽にご相談下さい。

●サービスの内容概要

24時間

365日の安心をお届けします。

「通い」を中心に、ご本人の様態や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせ、「自宅で継続して生活するために」必要な支援を行います。

○「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問」の際にも対応します。



●サービス計画の作成

それぞれの登録者に合わせた、利用計画を当事業所の介護支援専門員が作成します。

●通いサービス及び宿泊サービス

- ・日常生活の支援
必要な介護を行います。
- ・健康チェック
血圧等の測定等身体状況の確認を行います。
- ・生活リハビリ（機能訓練）
今の生活を継続するために必要な援助を行います。
- ・食事支援
栄養等を考慮した食事を提供します。
- ・入浴支援
入浴の機会を提供します。
- ・排泄介助
心身の状況に応じ必要な援助を行います。
- ・送迎支援
利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。

●訪問サービス

登録者宅を訪問し、必要なサービスを提供します。

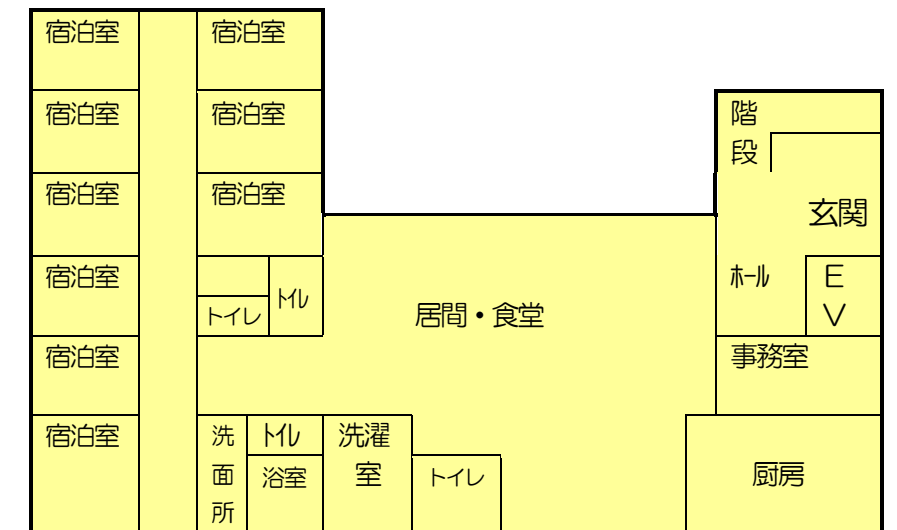
●相談助言

介護に関する相談に応じます。

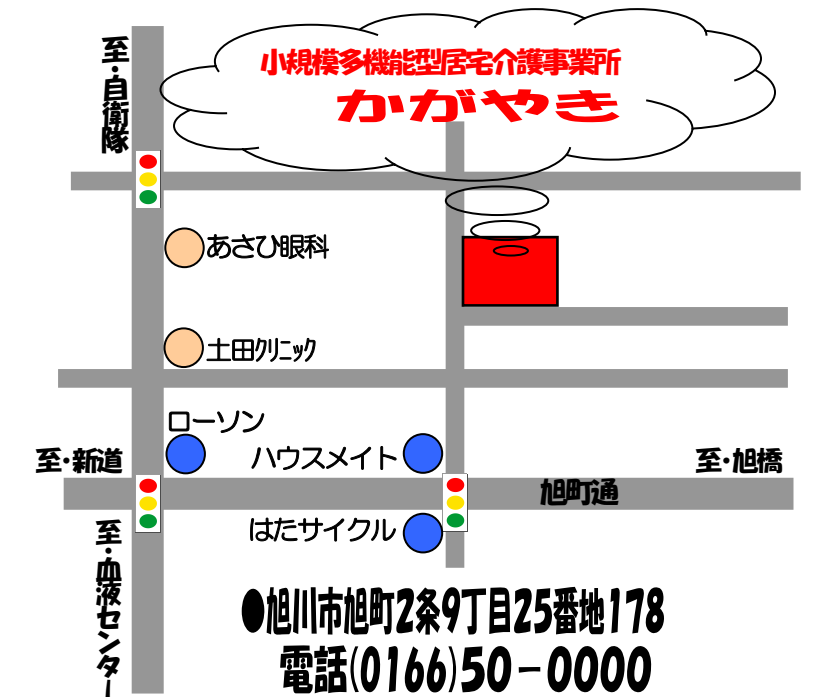
●個人情報への対応

職員は、業務中知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守いたします。また、個人情報を保持するため退職後もその秘密を保持する旨を就業規則に定めています。

●事業所の配置等



●事業所所在地のご案内



●旭川市旭町2条9丁目25番地178
電話(0166)50-0000

●併設事業所のご案内

2階に「住宅型有料老人ホームかがやき」を13室（6畳）併設しています。

介護保険制度において介護認定を受けている方は、1階の小規模多機能型居宅介護事業所をご利用いただけます。

詳しくは、お尋ね下さい。